

第四次高知県子ども読書活動推進計画の策定について

1 策定の趣旨

本県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月成立）に基づき、以下のよう「高知県子ども読書活動推進計画」を策定してきた。

第一次計画（平成18年11月策定） 計画期間：平成19年度～平成23年度

第二次計画（平成23年10月策定） 計画期間：平成24年度～平成28年度

第三次計画（平成29年2月策定） 計画期間：平成29年度～平成33年度

今回、平成33年度（令和3年度）末をもって第三次計画が終了することに伴い第四次計画を策定するものである。

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月成立）一部抜粋

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

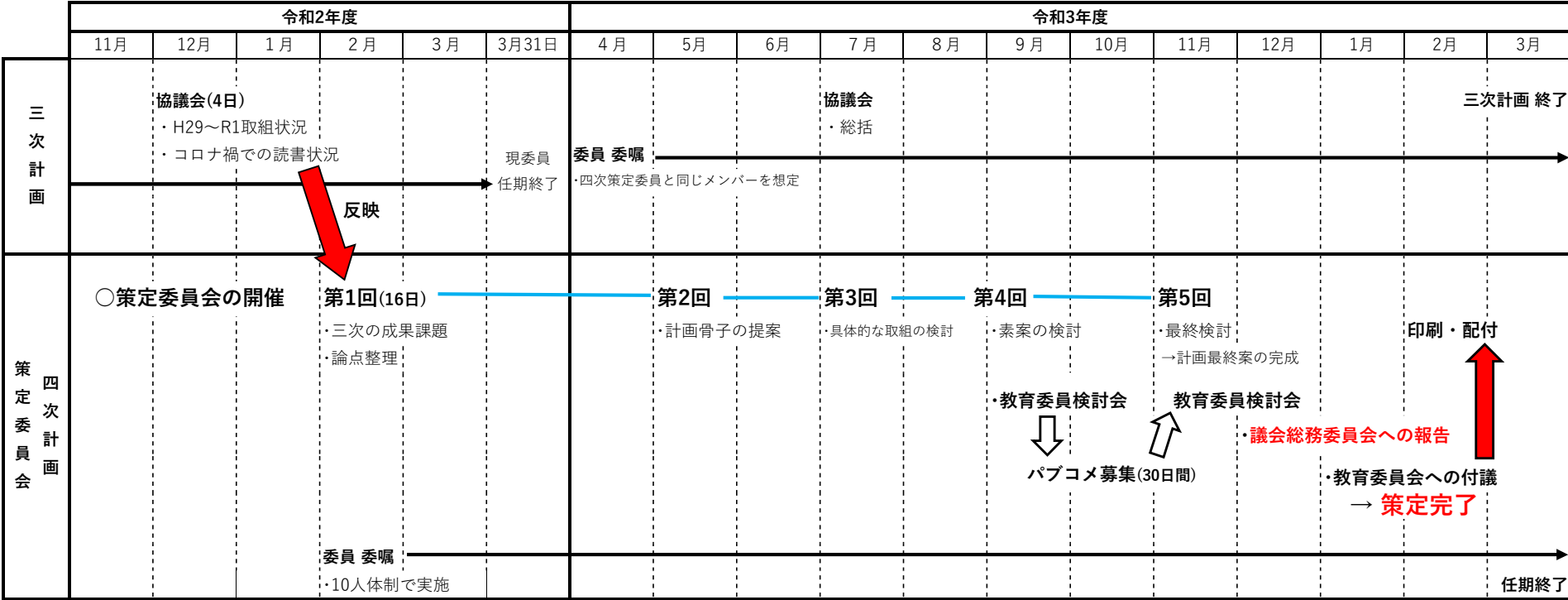
2 策定作業スケジュール

（別紙1）

3 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

第四次高知県子ども読書活動推進計画の策定に向けたスケジュール



※必要に応じて、担当者におけるワーキンググループ会を開催